相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾張旭市井田町三丁目六〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小澤喜久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル三〇三号みずの総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田奈津子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋南二丁目二六番地、最後の住所大阪府高槻市城東町一五番四―一〇六号　被相続人　亡　古座岩敏治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号室

相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区妻鹿一〇二四番地一、最後の住所大阪市福島区野田五丁目七番一八号　被相続人　亡　有本　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

大阪市北区西天満四―八―一七宇治電ビルディング一一階

相続財産管理人　酒井　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区谷町九丁目二番地、最後の住所大阪市旭区高殿四丁目二二番五―一一〇三号　被相続人　亡　吉積　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

大阪市北区天神橋二―五―二五若杉グランドビル本館六階

相続財産管理人　弁護士　外山　将平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市別所町五一九番地、最後の住所兵庫県加西市別所町五一九番地　被相続人　亡　千石　絹代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地　天野・田村法律会計事務所

相続財産管理人　天野　泰文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市大字奥田第一二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉岡　末子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

奈良県大和高田市西町二番一二号

相続財産管理人　寺山謙一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市大竹六丁目八〇番地、最後の住所奈良県葛城市平岡五二八番地　被相続人　亡　**辰巳　静子**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

奈良県大和高田市北片塩町一一番一〇号

相続財産管理人　西川　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島市かちどき橋一丁目七番地、最後の住所徳島市二軒屋町三丁目九番地の一　被相続人　亡　天野　靖市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

徳島市八百屋町二丁目一一番地ニッセイ徳島ビル一一階　朝田啓祐法律事務所

相続財産管理人　弁護士　志摩　恭臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所徳島県小松島市小松島町八六一番屋敷の二　被相続人　亡　尾山　衡二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

事務所徳島県徳島市東出来島一二番地大門ビル二階　大門美保司法書士事務所

相続財産管理人　大門　美保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県美濃加茂市太田町三五三〇番地、最後の住所岐阜県岐阜市西野町七丁目一三　被相続人　亡　原田　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階　相続財産管理人　宮内　哲彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字糸満五四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金城　亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月十四日

沖縄県那覇市壺川三丁目四番地一

相続財産管理人　司法書士　染矢　弘芳

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年一月十四日

一、墳墓等所在地　山形県山形市宮町四丁目一六―三三

一、墳墓等の名称　圓應寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍は不詳　長南忠雄、沼澤きよ、橋田栄助

一、改葬を行おうとする者　山形県山形市宮町四丁目一六―三三　圓應寺　代表役員　垂石啓芳